

彦根総合高等学校 生徒指導規程

第 1 章

(目的)

第 1 条 学校生活、日常生活を送るうえでの、健全な生活態度や基本的な生活習慣の確立と維持を目指し、著しい生活態度の悪化を防止して問題行動を未然に防ぐ。

(指導方針)

第 2 条 生徒が主役という基本方針のもと、生徒個々の特性や人権を尊重し基本的な生活習慣の確立、自主自立の精神の育成を目指し、本校の教育目標である「社会に貢献しうる人材の育成」を目指す。

第 2 章 学校生活に関すること

(校内生活について)

第 3 条 校内においては、高校生の本分である学業に集中して、幅広い学習活動の中で基礎学力を培い、自己実現に向けて切磋琢磨しなければならない。そのために集団生活の中では認め合い・高め合う精神を大切にし、より良い学校生活を送るように努めなければならない。

①朝の S H R 開始時刻は 8 時 45 分とする。

※現在は、コロナウイルス感染症拡大により、『 9 : 15 』SHR 開始とする。

②完全下校は17時とする。ただし、部活動・生徒会活動・補習などの場合は担当教員の指示に従い裏面の時間までに下校すること。

3月・4月・5月	18:00
6月・7月・8月・9月	19:00
10月・11月	18:00
12月・1月・2月	17:30

③始業時間から終業時間まで許可なく校外に出ることを禁止する。

④授業中は学習活動に専念し、私語や勝手な行動は慎むこと。

⑤学校生活で不要な物は使用しないこと。

⑥校内において、イヤホンの使用を禁止する。

⑦金銭などの貴重品は各自の責任において管理すること。

⑧所持品の紛失、金品・物品を拾得した場合は、担任または生徒指導部まで届けること。

⑨校舎・校具などの使用には十分気を配り、大切に扱うこと。故意に破損した場合は弁償とする。

(礼儀について)

第4条 挨拶や会釈を交わすことは、人間社会において欠かすことのできないことである。先生・来客者・友人に対して、心のこもった挨拶ができるように心がけること。

(校外生活について)

第5条 校外や休日においても、本校生徒としての自覚と誇りを持った行動に努めなければならない。

- ①自動車、バイクについては「免許を取らない・買わない・乗らない（乗せてもらわない）+親は子供の要求に負けないの『3ない運動+1』を遵守すること。
- ②高校生として好ましくない娯楽場・遊技場・飲食店などへの立ち入りはしないこと。
- ③外出の際は、保護者に行き先・帰宅時間などを必ず告げるようにすること。
- ④21時以降の外出はしないこと。
- ⑤保護者に無断での外泊は禁止する。
- ⑥長期休暇中は、学力補充・進学準備・部活動・家事手伝いなどを行い、有意義な生活を送ること。

(通学について)

第6条

- ①朝のS H R開始までに余裕を持って登校すること。
- ②通学時の服装は指定の制服とする。
- ③登下校は必ず指定の通学路を通ること。
- ④飲み食いしながらの登下校はしないこと。
- ⑤交通ルールを守り、事故をおこさないように注意すること。

⑥公共の交通機関の利用にあたっては、マナーを守り本校生徒として品位の欠けることがないようにすること。

(自転車通学について)

第7条

- ①年度始めに「通学許可願」を提出して許可を得ること。
- ②登下校で使用する自転車には指定のステッカーを貼ること。
- ③指定の駐輪場に置き、必ず施錠すること。
- ④二人乗り、傘差し運転・イヤホンの使用など危険な行為はしないこと。

(アルバイトについて)

第8条 原則として禁止する。しかし、やむを得ない理由でアルバイトをする場合は、生徒指導に「アルバイト届出書」を提出すること。この際、保護者の責任のもとでおこなうものとする。ただし、次に該当する場合は認めない。

- ①学校生活をおろそかにする場合。
- ②学業成績が不振である場合。
- ③主に酒類を提供する仕事の場合。
- ④危険物を扱う仕事の場合。
- ⑤21時以降または、21時をまたいで仕事がある場合。
- ⑥その他、学校が不相当と認めた場合。

(携帯・スマートフォン等について)

第9条 校内で所持することは禁止しない。ただし、次の事項に従い使用すること。

- ①使用マナーをよく守り、学校生活や学業に支障がないようにすること。
- ②授業中に使用は禁止する。授業中は電源を切り、カバンの中あるいは、教員が指示した場所にしまうこと。
- ③学校の指定した日（行事・式など）はその行事の間、全員預かりとする。
- ④教員が不適切と判断した場合は、期間を定め一時預かりの措置を取る。
- ⑤腕時計など身に着ける機器で、通信機能を有する物や、携帯電話・スマートフォンと連動する物の使用および校内への持ち込みが確認された場合一時預かりの措置をとり、不適切な使用が認められた場合には特別指導等の指導を行う。
- ⑥携帯電話・スマートフォンの扱いについて、繰り返し違反した者は特別指導等の指導を行う。
- ⑦別に定める「学校が問題とする行動」に違反するなどして特別指導または懲戒処分を受ける場合は、指導・処分の間、携帯電話・スマートフォンを保護者で管理してもらう。

(服装・頭髪に関わる規定)

第10条 常に彦根総合高校生としての品位を保ち、華美に流れることなく、簡素で清潔な服装・頭髪であるように心がけること。

(1) 指定制服

本校は指定制服を設ける。登下校・校内では指定制服の着用を義務付ける。

①指定制服は下記のとおりとする。

	男子	女子
指定制服	ジャケット スラックス・ベルト カッターシャツ（長袖） ネクタイ	ジャケット スカート（緑）またはスラックス・ベルト カッターシャツ（長袖） リボン（緑）またはネクタイ
指定制服 （希望者）	ベスト セーター カッターシャツ（半袖） ポロシャツ	スカート（赤・青） リボン（赤・青） ベスト セーター カッターシャツ（半袖） ポロシャツ
その他	上履き 体操服（夏・冬） 体育館シューズ	

※女子のリボンの色はスカートと同じものを着用すること。

※女子がスラックスを着用する際、ネクタイの着用を認める。

※ポロシャツの着用に関してはサマーエコスタイル期間のみとする。

②学校生活での服装

指定カッターシャツ・指定スラックスまたは指定スカート、指定ネクタイ、指定リボン、指定ベルトとする。ジャケット、ベスト、セーターの着用は任意とするが、着用する場合は本校指定のものとする。

③サマーエコスタイル期間

原則として6月1日から9月末まではサマーエコスタイルとして、ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい期間とし、同時にカッターシャツにかえてポロシャツの着用を許可する。(気候に合わせて期間を変更する場合がある)

この期間のジャケットの着用は任意とするが、着用する場合はネクタイまたはリボンを着用すること。また、ネクタイ・リボンを着用する場合は必ずカッターシャツを着用すること。

④移行期間は設けないので、自分の体調に合わせた服装に心がけること。

⑤その他の注意事項は次のとおりとする。

- ・スカートの丈を変えることは禁止する
- ・ズボンを腰から下に下げて履くことを禁止する
- ・カッターシャツの裾はスカート、スラックスの中に入れること。

・カッターシャツ、ポロシャツの着用時には、下に着るシャツが襟、または袖からはみ出してはならない。

・指定以外のセーター、ベスト、カーディガンは禁止する。防寒着として着用することも禁止する。

・原則として10月1日から5月31日の期間はネクタイ・リボンを着用する期間とする。

・カッターシャツ・ポロシャツともに第2ボタンまでは必ずしめること。

(2) 正装について

学校の指定した日（行事・式など）は、必ず正装とする。

① 冬季正装

・ジャケット、ベスト（セーター）、カッターシャツ、スラックスまたはスカート、ネクタイ・リボン、黒靴下、ベルトとする。カッターシャツは第1ボタンまでしめ、袖のボタンもしめること。女子については、緑のスカートと同色のリボンを着用すること。

② 夏季正装（サマーエコスタイル期間）

・カッターシャツ、スラックスまたはスカート、黒靴下、ベルト（ベスト着用可）。カッターシャツは第2ボタンまでしめ、長袖の場合は袖のボタンもしめること。女子については、緑のスカートを着用し、リボンをつけるのであれば、同色の緑のものを着用すること。

(3) 防寒着・防寒具

原則として12月から3月末まで防寒着・防寒具を着用しても良い。ただし、華美でないものとする。(気候に合わせて期間を変更する場合がある)

運動部で指定されたグランドコート類の着用は認める。授業中は着用を認めない。

(4) 通学靴

通学靴は、スニーカー・革靴とする。厚底靴・スリッパ・ヒール・クロックス・サンダル・下駄などの通学にふさわしくないものは禁止する。

(5) 靴下

靴下は、白・紺・黒に準ずるものとする。ただし、ルーズソックスは禁止する。また、装飾の付いたものは禁止とする。

(6) 上履き

本校指定の上履きを使用すること。

(7) 通学鞆

通学にふさわしいもので、華美なものや高価なものは使用しないこと。

(8) ベルト

本校指定のベルトを使用すること。

(9) 雨具

自転車登校するものは、雨カッパを常備し、雨天の際は雨カッパを着用すること。

(10) 異装

やむを得ない事由により、前期に定める以外の衣服を着用する場合は、その理由を担任に述べ、生徒指導部まで連絡すること。

【その他】

- ①正装時は原則として必ずネクタイ・リボンを着用することとし、無い者は別途指導を行う。
- ②ネクタイ着用期間の正装はジャケットを着用させる。
- ③学期ごとで4回以上、ネクタイ・リボンを忘れた生徒については、保護者を呼び出し、面談を行う。

（頭髪について）

第11条

- ①頭髪は自然の髪であること。黒染め以外の染髪・パーマ・ストレートパーマ・縮毛矯正・エクステンション・脱色・剃り込み・一部を短くして、線などの模様をいれるなどの髪の加工は禁止する。
- ②清潔に努め、不潔になることがないようにすること。
- ③髪型は、自然に伸びている状態か、世間一般的に清潔と考えられる髪型にすること。よって片側だけの刈り上げ、極端な刈り上げ・剃り込みなどの奇抜な髪型は禁止する。
- ④髪の加工をした者には、本校の生徒としての本分を見失っているものと判断する。よって、個人面談、保護者連絡、別室対応の措置を取る。

そ の 他

(1) 禁止事項

化粧・マニキュア・色、柄の付いたコンタクトレンズ・各種ピアス・指輪・ブレスレット、ネックレスなどの装飾品は禁止する。

3. 懲戒に関わる規定

下記の行動があった場合、謹慎・訓戒などによって反省を促すことがある。また、不良行為・犯罪行為共に改善が見られない場合や、学校生活にふさわしくないと認めた場合は懲戒処分をとることもある。

《学校が問題にする行動》

1. いじめ－脅迫行為・恐喝・たかり等
2. 交通違反－無免許運転・交通加害事故・バイクなどの規制違反
3. 暴力・障害行為－対教師暴力・生徒間暴力（同席・幫助）・対人暴力・（同席・幫助）乱暴（同席・幫助）・喧嘩（同席・幫助）等
4. 窃盗、万引き－窃盗・万引き。占有離脱物横領等
5. 喫煙行為－喫煙・喫煙具所持・喫煙同席・喫煙幫助等
6. 飲酒
7. 薬物乱用
8. 無許可の免許取得

9. 猥褻行為

10. 粗暴行為－凶器携帯・授業妨害・故意的な器物破損・学業に不必要なものの所持・悪質な落書き等

11. 不正行為－社会的不正行為・考査不正行為

12. 生活の乱れ－不健全性行為・家出・無断外泊・怠学・学業放棄（遅刻・早退・授業工スケープ）・深夜徘徊・不健全娯楽・アルバイト規定違反等

13. ネットを利用した問題行為－悪質な書き込み・悪質な写真などの貼り付け

14. 警察に関係する事件への関与

15. 指導拒否（教師の指導に従えない場合・たびかさなる指導に従わない場合）

16. 政治的活動に関する違反－公職選挙法違反

17. 上記以外の問題行動・携帯スマホの扱いに関する違反